

山梨税務署からのお知らせ

税理士による 無料申告相談

～申告書を作成できます～



申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

開催日	会場	所在地	受付時間
令和8年1月29日(木)	甲州市役所 2階第1会議室	甲州市塩山上於曽1085-1	いずれも 午前10時～正午 午後1時～4時
令和8年2月2日(月)	山梨市役所 西館2階203会議室	山梨市小原西843	
令和8年2月6日(金)	笛吹市役所 本館3階301会議室	笛吹市石和町市部777	

- いずれの会場でもご来場いただけます。ご都合の良い日程にご来場願います。
- スマートフォンによる申告指導を実施しておりますので、ご自身のスマートフォン、マイナンバーカードをご持参ください。
- 小規模納税者、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)、個人消費税の申告書を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、東京国税局業務センター甲府分室宛て郵送でご提出いただくか、山梨税務署に直接お持ちください。
- 令和6年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和8年1月13日(火)から可能となります。
詳細につきましては、下記のいずれかの事前申込サイトを参照願います。
なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

事前申込サイトはこちら

- オンラインによる事前申込サイトの操作方法についてのお問い合わせ先は、
【050-1722-2206】(受付時間:平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)へお願いします。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、是非、オンラインによる事前申込をご利用ください。
- 昼休みの時間帯は、相談を行っておりませんので、ご了承ください。

お持ちいただきたいもの



- ご自身のスマートフォン
- マイナンバーカード
- マイナンバーカードを発行時に、ご自身で設定した次のパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- 源泉徴収票、保険料の控除証明書など確定申告に必要な書類、
- 売上、仕入、経費がわかるもの(1年分を集計したもの)



確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～ 3月16日(月)	夢わーく山梨 3階大集会室	山梨市 上神内川 1348	<p>【受付】 午前8時30分から 午後4時まで</p> <p>【相談】 午前9時から 午後5時まで</p>
必要なもの		案内図	
<p>① マイナンバーカード(下欄を参照し、失効や有効期限切れとなっていないか確認をお願いします。)</p> <p>② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none">利用者証明用電子証明書(数字4桁)署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) <p>③ スマートフォン</p> <p>④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類</p>		<p>夢わーく山梨 (勤労者福祉センター)</p> <p>土地建物等・金地金の譲渡及び贈与税のご相談がある場合には、甲府合同庁舎にご来場ください。</p>	

オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。
- ※ 会場周辺の工事のため、駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



注意事項

1月8日～2月13日に税務署での相談を希望される方は、オンライン事前予約をお願いします。

※ 当日入場整理券の配付はありません。

※ 2月13日以前は電話予約を受け付けておりますが、確定申告期は電話でのお問合せが多くなりますので、オンライン事前予約をご利用ください。



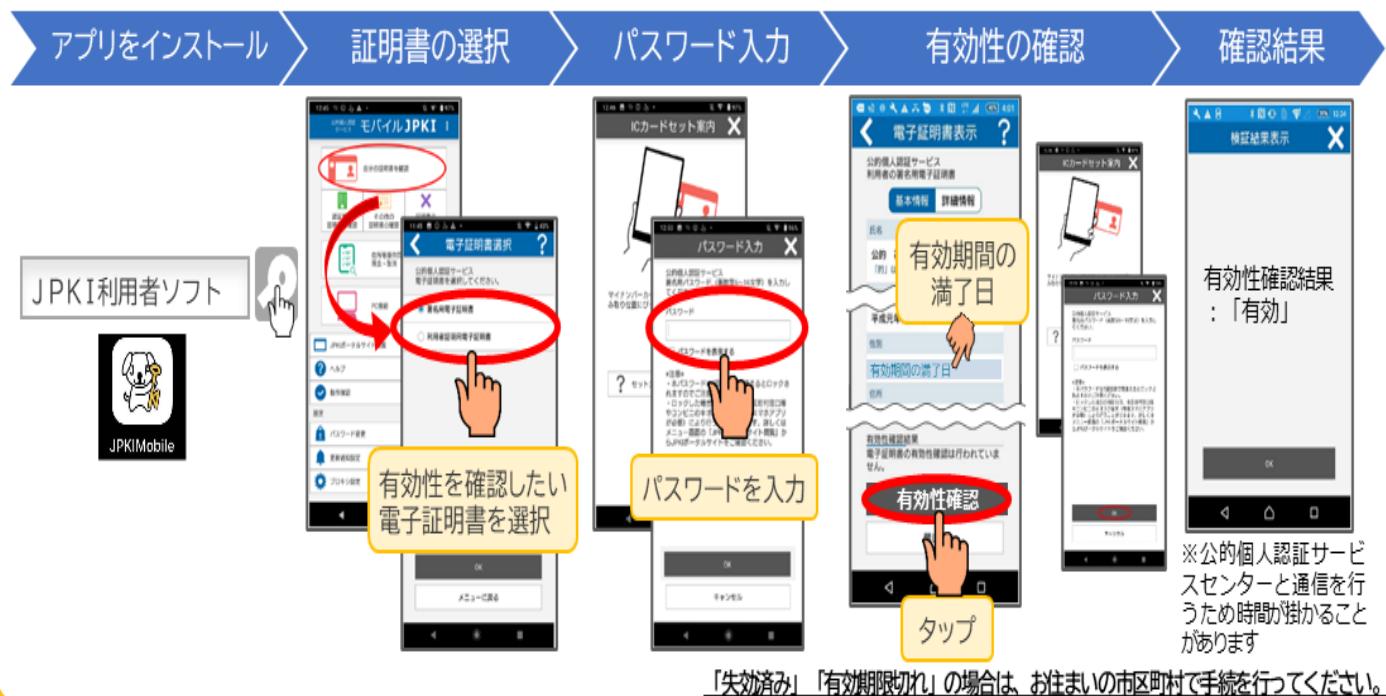
マイナンバーカードの電子証明書の失効や有効期限切れにご注意ください！

有効期限

- ▶ 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- ▶ 住民票の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります



申告書等の郵送での提出先

【宛先】 〒400-8541 山梨県甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎
東京国税局業務センター甲府分室

【問合せ先】 〒405-8585 山梨市上神内川 738 番地 山梨税務署 TEL 0553(22)1411(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。